平成20年6月10日規則第4号

(設置)

第1条 新居浜工業高等専門学校に新居浜工業高等専門学校卒業・進級判定会議(以下「会議」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。
  - (1) 本科学生の卒業判定に関する事項
  - (2) 本科学生の進級判定に関する事項

(組織)

- 第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 校長
  - (2) 教務主事,各学科主任,一般教養科主任,数理科主任,事務部長,学生課長(会議)
- 第4条 会議に議長を置き、教務主事をもって充てる。
- 2 会議は、議長が招集する。
- 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。 (議事)
- 第5条 会議は、委員の全員が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、やむを得ない事由により出席できないときは、その旨議長に申し出て、代理者を会議に出席させるものとする。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 会議に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則の定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。 附則

この規則は、平成20年6月10日から施行する。